

平成29年度第2回和歌山県資格免許職職員 (専任教員) 採用試験案内

和歌山県福祉保健部健康局医務課
和歌山県人事委員会

- 受 付 期 間 平成29年12月 5日(火)～12月19日(火)消印有効
 ○第1次試験日時 平成30年1月21日(日) 午前10時集合
 ○第1次試験場所 和歌山県民文化会館
 ○問い合わせ・受験申込み 和歌山県福祉保健部健康局医務課
 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
 電話 073(432)4111 (内線2605)
 073(441)2605 (直 通)

1 試験区分、採用予定人員、主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
専任教員	1名程度	看護師等養成所(紀の川市、新宮市)における助産師教育等の業務

2 受験資格

試験区分	資格要件
専任教員	昭和33年4月2日以降に生まれた人で、助産師免許を取得し、かつ、次のア又はイの要件を満たす人(平成30年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。) ア 助産師として5年以上業務に従事した人 イ 助産師として保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の専門分野の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した人で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の課程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目)を4単位以上履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を4単位以上履修した人

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません(地方公務員法第16条に規定する人)。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、試験地、合格発表

	日 時	試験地	合格発表
第1次試験	平成30年 1月21日(日) 午前10時	和歌山市	平成30年1月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知します。
第2次試験	平成30年 2月18日(日)	和歌山市	平成30年2月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知します。

※ 試験会場は、本書末尾の「試験会場案内図」をご覧ください。

※ 合格発表は、和歌山県のホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>)でもお知らせします。

4 試験等の方法及び内容

(1) 第1次試験

- ア 論文試験（400点）
専任教員としての専門的知識及び能力に関する記述試験（50分）
- イ 面接試験（600点）
専任教員としての専門的知識及び能力等についての個別面接
- ウ 適性検査
通常の職務遂行に必要な適性についての検査（検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。）

(2) 第2次試験

- ア 教養試験（400点）
公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（大学卒業程度、択一式、2時間）
<出題分野> 社会科学、人文科学及び自然科学に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
- イ 論文試験（200点）
一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度、1時間30分）
前回（平成28年度）の論文課題は「これまでの経験を通して、看護師を目指す学生に対し、あなたが特に伝えたいことについて、述べなさい。」でした。
- ウ 面接試験（1,000点）
人物、能力、性格等についての個別面接

- ※ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点順に決定します。
ただし、各試験種目には合格基準があり、1つでも基準に達しないものがある場合、総合得点が高くても不合格となります。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用履歴書の配布場所

和歌山県福祉保健部健康局医務課、和歌山県庁本館正面玄関サービスステーション、和歌山県人事委員会事務局、県立高等看護学院、県立なぎ看護学校、各県立保健所、新宮保健所申本支所

申込用履歴書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「申込用履歴書請求」と朱書し、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長形3号、縦23cm×横12cm程度の大きさ）を必ず同封して、和歌山県福祉保健部健康局医務課へ請求してください。
また、和歌山県ホームページの「福祉保健部健康局医務課」から申込用履歴書等を印刷することも可能です。

(2) 申込方法

次の書類を和歌山県福祉保健部健康局医務課へ郵送するか又は持参してください。

- ア 申込用履歴書（指定様式：必要事項を記入し、写真を貼付してください。）
1通
- イ 郵便はがき（自分の宛先を明記し、62円切手が貼付済みのもの）1通
郵送で申込む場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書してください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。

(3) 受付期間

- ア 郵送による受付
平成29年12月5日（火）から受付を開始し、平成29年12月19日（火）までの消印のあるものを受け付けます。
- イ 持参による受付
平成29年12月5日（火）から平成29年12月19日（火）までの午前9時から午後5時45分まで受け付けます。なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

（注）この採用試験において取得した個人情報、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また、受験に際し提出された書類は、一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

(4) 受験票の交付

申込用履歴書を受理した場合は、受付期間終了後に添付の郵便はがきにて受験票を交付します。

なお、提出書類に不備があるときは受理できない場合があります。また、受験票が平成30年1月11日（木）までに到着しないときは、和歌山県福祉保健部健康局医務課まで連絡してください。

6 合格から採用まで

(1) この試験の合格者は、平成30年4月採用予定です。受験資格に定める資格要件を満たさなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失います。

(2) 採用時の給料月額、原則として次のとおりですが、免許取得後の経歴、その他により一定の額が加算される場合があります。

試験区分	学歴免許	給料月額（円）	適用給料表
専任教員	大学卒	213,800	医療職給料表（3）
	短大3卒	205,200	医療職給料表（3）

上記の額は、平成29年4月1日現在の額です。

このほか職員の給与に関する条例の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例第25条の規定により、口頭で開示請求することができます。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参のうえ、和歌山県人事委員会事務局（県庁北別館）に請求してください（電話、はがき、代理人等による請求では開示できません。）。

試験の種類	開示請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位	（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで
		第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県福祉保健部健康局医務課（Tel 073-441-2605）にしてください。

「2 受験資格 資格要件」のアについては、採用後に専任教員として必要な研修（県外において8か月程度）を受講していただく場合があります。

（申込用履歴書記入上の注意事項）

(1) 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。

(2) 地方公務員法第16条については試験案内の「受験資格」のところに記載しています。

(3) 記入はすべて自筆で、インキ又はボールペンを用い、かい書でていねいに書いてください。数字は算用数字を用い、日付は西暦で記入しないで、和暦で記入してください。

(4) 連絡先は、現住所と同じ場合は記入する必要はありません。

(5) 職歴は新しいものから順に書いてください。現在も在職されている人の在職期間は申請時点の年月を記入してください。

(6) 課外活動歴はクラブ名等のあとに活動時期を（ ）書きで記入してください。

(7) 持参、郵送を問わず、自分の宛先を明記した郵便はがき（62円切手を貼付済みのもの）を添付して申し込んでください。

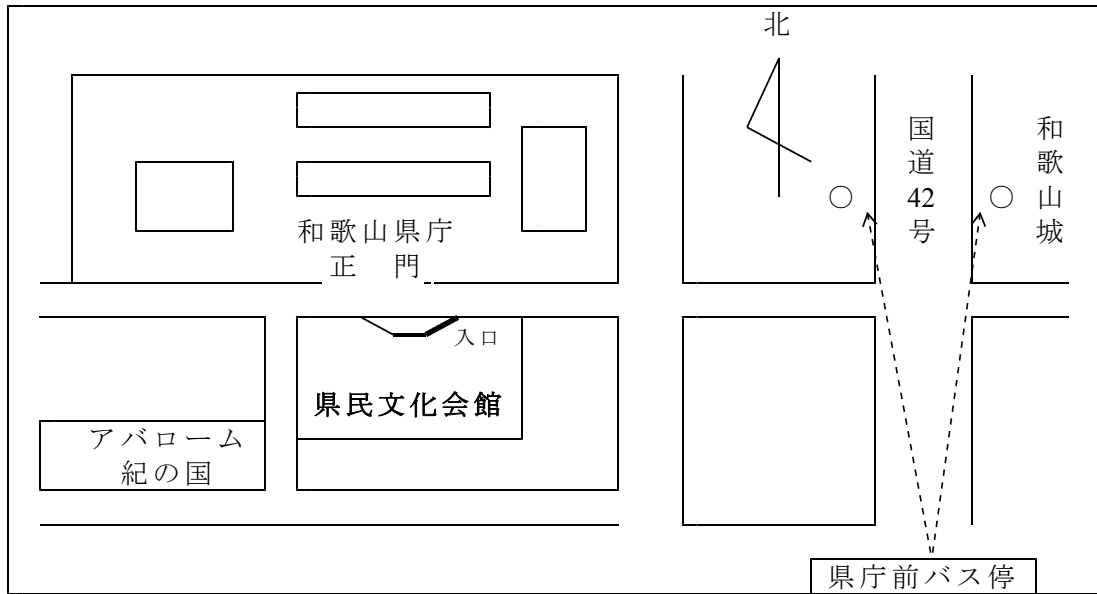
試験会場案内図

和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）

JR和歌山駅よりバス約10分 南海和歌山市駅より徒歩約20分

*試験会場は、県民文化会館内の会議室になります。

（会議室へは1階の入口からお入りください。）



○案内図は略図ですので正確な場所は各自で確認しておいてください。

○駐車場には限りがあります。会場周辺での迷惑駐車を発見した場合は、受験できない場合があります。

○試験会場内での喫煙及び試験中の携帯電話の使用は禁止します。